

千葉労働局発表
令和4年11月29日

【照会先】

千葉労働局 雇用環境・均等室
室長 廣瀬 真理
室長補佐 居石 淳子
(代表電話) 043(221)2307(内線 3670)

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

特別相談窓口：令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)

本年4月1日から職場におけるパワーハラスメント防止措置がすべての事業主の義務になりました。

セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等(妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント)防止対策とともに、事業主はより一層ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要があります。

そのため、厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙等により、これらのハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知・啓発を行います。

また、千葉労働局(局長 江原由明)では、下記のとおり、令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)まで「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働者や事業主等からの相談に対応します。

ハラスメント対応特別相談窓口の開設(資料1)

- 【期 間】 令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)
- 【受付時間】 8時30分～17時15分 月～金曜日(祝日を除く)
電話又は来庁による相談
- 【受付窓口】 千葉労働局 雇用環境・均等室 ハラスメント対応特別相談窓口
(千葉市中央区中央4-11-1 電話 043-221-2307)
- 【対応する相談】
- ・職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント
 - ・妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント
 - ・会社へハラスメントの相談、社内調査へ協力したことを理由とする解雇等の不利益取扱い等

千葉県労働局では、 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司からのパワハラについて社内の相談窓口にご相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。



育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

職場で性的な誘いを、しつこく受けて働きづらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。



パワハラやセクハラ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置を、会社はどのように取り組んだらよいだろう。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、労働者の就業環境が害されることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

職場において、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、労働者の就業環境が害されることをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産、母性健康管理、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇・退職強要・自宅待機命令や、有期雇用契約を更新しない（雇止め）、派遣先が就業中の派遣労働者の役務を拒むなどの行為を「不利益取扱い」といいます。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

働く人 企業の担当者

企業の担当者

- ◆ つわりで休業したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ パートや契約社員でも、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ セクシュアルハラスメントの相談が発生しました、会社としてどのように対応したらよいだろうか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください!

千葉労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。
まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 職場でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。会社へ相談したことで不利益取扱いを受けたというご相談へも対応しています。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局では何をしてくれますか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

千葉労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分 月～金曜日（祝日を除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

来庁される場合は、日程調整しますので、事前にお電話ください。

電話番号 043-221-2307

住所 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階



※以下の窓口でも相談対応(主にパワハラ)を受け付けています。

○千葉駅前総合労働相談コーナー (☎ 043-246-4121 / 0120-250650)

千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル4階

相談受付時間:月～金曜9:30～17:00(祝日年末年始を除く)

○労働基準監督署内総合労働相談コーナー

県内8カ所の労働基準監督署に設置してあります。